

令和2年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年4月9日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年4月9日

## 東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

### 1 議 案

第36号議案

令和2年度使用都立特別支援学校（高等部）用教科書の採択について

第37号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

第38号議案

都立学校の臨時休業に関する教育長の臨時代理について

### 2 報 告 事 項

- (1) 令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について
- (2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

|     |            |
|-----|------------|
| 教育長 | 藤 田 裕 司    |
| 委 員 | 遠 藤 勝 裕    |
| 委 員 | 山 口 香      |
| 委 員 | 宮 崎 緑 (欠席) |
| 委 員 | 秋 山 千枝子    |
| 委 員 | 北 村 友 人    |

事務局（説明員）

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 教育長（再掲）         | 藤 田 裕 司 |
| 次長              | 小 池 潔   |
| 教育監             | 宇 田 剛   |
| 総務部長            | 安 部 典 子 |
| 都立学校教育部長        | 谷 理 恵 子 |
| 指導部長            | 増 田 正 弘 |
| 人事部長            | 浅 野 直 樹 |
| 教育政策担当部長        | 小 原 昌   |
| （書 記） 総務部教育政策課長 | 秋 田 一 樹 |

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第7回定例会を開会いたします。

本日は、宮崎委員から所用により御欠席との届出をいただいております。本日は、TBSほか5社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。またTBSほか3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、許可をいたします。入室をしてください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員をお願いを申し上げます。

## 前々回の議事録

【教育長】 前々回3月5日の第5回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか——〈異議なし〉——それでは、第5回定例会の議事録につきましては承認をいただきました。

前々回3月19日の臨時会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜ればと存じます。よろしく願いを申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第37号議案及び報告事項（2）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきまして、そのように取扱いをさせていただきます。

## 議案

## 第38号議案

### 都立学校の臨時休業に関する教育長の臨時代理について

【教育長】 それでは、まず新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応につきまして御報告をさせていただきます。

初めに、国による緊急事態宣言の発令に伴う都立学校の対応につきまして、教育政策担当部長より説明をさせていただきます。

その次に、島しょ地域の都立学校につきましても臨時休業とすることを、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2の規程に基づく臨時代理により処理をさせていただきましたことにつきまして、第38号議案として都立学校教育部長より報告をさせていただきます。

それでは、まず教育政策担当部長からお願いを申し上げます。

【教育政策担当部長】 まず経緯について御説明申し上げます。

4月1日、臨時会におきまして、春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とすることを決定しました。ただし、島しょ地域は除かれております。

4月7日でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されまして、東京都を対象として5月6日までということになっております。

これらを受けまして、「2 都立学校における対応」のところを御覧いただいでよろしいでしょうか。

都内における感染状況が更に拡大し、感染拡大警戒区域に該当していること、都を対象とした緊急事態宣言が発出され、都においても都内全域で外出自粛等を要請する緊急事態措置がなされたことを踏まえまして、島しょ地域にある都立学校について、4月8日から5月6日までの間、臨時休業とするという内容になります。

#### 「3 学校活動の取扱いについて」

こちらは、既に休業している学校も含む内容になります。

1点目、入学式は延期する。

2点目、緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しない。

3点目、児童・生徒が自宅で行う学習活動については、ICTの活用や郵送等により対応する。

4点目、特別支援学校において、保護者の都合により児童・生徒等が自宅等で過ごすことが困難な場合、また、子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、学校で過ごすことができるようにする。

5点目、教職員については、校務運営上、学校に出勤しないと行えない業務のための最小の人員を除き、原則として自宅勤務を行う。

以上のような内容でございます。

「4 区市町村への周知」についてでございますが、区市町村教育委員会に対し、都立学校の取組を参考として、引き続き、感染拡大防止の取組への協力を依頼し、併せて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼しているところでございます。

以上でございます。

【教育長】 引き続きまして、都立学校教育部長から御説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第38号議案「都立学校の臨時休業に関する教育長の臨時代理について」御報告いたします。

学校保健安全法第20条に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年4月7日に、都立学校の臨時休業を教育長が臨時代理により下記のとおり処理いたしましたので、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2第2項の規定により御報告いたします。

まず、記書きの4を御覧ください。

「臨時代理により処理した理由」でございますが、令和2年4月7日に、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、5月6日までの間、東京都を対象に緊急事態措置を実施すべきとされたところでございます。

このことを受けまして、先ほども御案内がございましたが、都内全域に外出自粛を要請する緊急事態措置がなされたところです。

このことを踏まえまして、感染拡大防止のため、島しょ地域に存する学校について、既に休業している大島海洋国際高等学校を除き、4月8日から5月6日までの間、臨時休業の措置を講じる必要があり、教育委員会を招集するいとまがなかったため、臨時代理により処理したものでございます。

その内容でございますが、記書きの1を御覧ください。

「臨時休業の対象」は、島しょ地域に存する全都立学校でございます。

ただし、先ほど申し上げたとおり、大島海洋国際高等学校は既に臨時休業となっておりますので、これを除いております。

次に、記書きの2の「臨時休業の期間」につきましては、令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間でございます。

御説明は以上でございます。御承認方、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【遠藤委員】 我々は、島しょ地域、ここに書かれてあるところを除いて、5月6日まで休業にするという措置を決めたわけですね。我々が島しょ地域を除くとした理由というのは、人の出入りが無い、感染の心配が無いということでやったわけですね。

今度は、法律に基づく緊急事態の指定に東京都が入ったことに伴って、我々が感染の恐れが無いということで休業除外をしたところについても、今度は法律で網をかけられたから、除外から除いて、我々が決めた休業措置と同様の措置をする、そういうふうに理解していいわけですね。

そうすると、それは、感染の恐れうんぬんということよりは、法律によって網をかけられたからやらざるを得ない、そういうふうに理解してよろしいわけでしょうか。

【都立学校教育部長】 前回の時点では、遠藤先生がおっしゃったような観点から除外をしたところでございますが、今回の措置については、法の網、その法に基づく外出自粛の要請が、都内全域、島しょ部も含めてございましたので、そのように判断するものでございます。

【遠藤委員】 休業措置については除外措置をしたわけですね、教育委員会としては。

その除外措置とした理由は存在するけれども、法の網ということで。

というのは、様々な休業措置に伴って、休業措置をしたところに対していろいろな指導をしているわけですね。集まらないようにとかいろいろなことを言っているわけですが。

そうすると、その休業措置に伴ういろいろな指導と、今回、緊急事態宣言の緊急事態条項に伴う法律の網によって休業措置になったところについては、指導内容が異なるということですか。それとも、全く同じように考えればいいということでしょうか。

【都立学校教育部長】 今回、休業措置をする根拠法は、同じ、学校保健安全法になります。

また、今回、従前の休業措置をしていた学校と、今回新しく休業措置をする学校と、同じ内容の通知、同じ取扱いということにさせていただいております。

【遠藤委員】 二重にはならないということですね。

【都立学校教育部長】 二重にはなりません。同じ措置になります。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御質問、御意見等がないようでしたら、第38号議案、都立学校の臨時休業に関する教育長の臨時代理による処理につきまして、御承認いただいてもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり了承、承認をいただきました。

#### 第36号議案

令和2年度使用都立特別支援学校（高等部）用教科書の採択について

【教育長】 次に、第36号議案「令和2年度使用都立特別支援学校（高等部）用教科書の採択について」の説明を、指導部長からお願いを申し上げます。

【指導部長】 それでは、第36号議案資料の1を御覧ください。

令和2年度に、都立特別支援学校（高等部）で使用する教科書の採択につきましては、昨年8月22日開催の第14回教育委員会定例会において決定していただきましたが、その後、1校につきまして、他の学校から編入学をすることになった生徒が、卒業するために必要な科目を履修するため、新たに講座を設置することになりました。

このことから、当該科目の教科書について追加で採択していただく必要が生じたので、学校による選定状況などを総合的に判断して、採択をお願いするものでございます。

本日採択していただく教科書は、「2」に記載のとおり、都立村山特別支援学校高等部の「公民」の教科書1種類についてでございます。

2ページを御覧ください。

学校における教科書の選定の流れでございますが、1から3にありますように、学校に



において、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置いたしまして、教科書の調査研究を行い、学校の生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書の選定を行います。

その上で、4、5になりますが、学校から、選定結果について、具体的な選定理由とともに、教育庁指導部へ報告があり、指導部において、教育課程との照合などの確認をし、必要な指導を行ったところでございます。

なお、3ページの参考資料は、先ほど申し上げました、昨年8月の第14回教育委員会定例会において、村山特別支援学校について採択していただいた教科書の一覧でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、採択のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、御質問等が特にございませでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

## 報 告

- (1) 令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について

**【教育長】** それでは、次に報告事項(1)「令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について」の説明を、指導部長から引き続きお願いいたします。

**【指導部長】** 本日は、都立の高等学校、中等教育学校後期課程、及び特別支援学校の高等部で使用する教科書の採択方針について御報告をさせていただきます。

まず、採択事務の流れを御説明させていただきます。「別紙」の方を御覧ください。

「1」の「教科書の採択の仕組み」にありますとおり、都立高校等の教科書につきましては、毎年度、採択の方針を決定した後、調査員による調査研究を踏まえまして、各都立高校等で選定した結果等を総合的に判断し、採択を行ってまいります。

本日は、図の（４）の部分になりますが、来年度に都立高校等で使用する教科書の採択方針について、例年同様に定めることといたしましたので、御報告をさせていただきます。

報告資料（１）の１ページに戻ります。

「１ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の採択方針」でございます。

（１）にありますとおり、採択権者である都教育委員会は、自らの責任と権限において、教科書の内容、教科書調査研究資料、及び各学校の選定結果等を総合的に判断し、各都立高校等で使用することが適当と認める教科書を、適性かつ公正に採択することとしております。

この採択に当たりましては、原則として、文部科学省が作成する「高等学校用教科書目録（令和３年度使用）」に登載されている教科書のうちから、専門的な調査研究を行った上で、各学校の生徒の実情等を十分配慮して行ってまいります。

次に、（２）を御覧ください。

都教育委員会は、採択に先立ち、「高等学校用教科書目録」に登載された教科書について、学習指導要領に基づき、調査研究をいたします。

なお、令和元年度における文部科学省の検定において、新たに合格した教科書がなかったことから、昨年度まで都教育委員会が作成しました「高等学校用教科書調査研究資料」を活用してまいりたいと考えております。

次に、（３）を御覧ください。

高校の教科書採択に当たりましては、都教育委員会による採択に先立ち、各学校において選定作業を行います。

各学校では、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置し、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、調査研究を行った上で、生徒の実態等を考慮し、最も適切な教科書を選定することとなります。

都教育委員会は、各学校がこうした選定を行えるように指導しています。

続きまして、２ページを御覧ください。

「２ 学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択方針」についてでございます。

この「附則９条本」とは、具体的には、フランス語などの外国語や、工業などの専門教科のほか、特別支援学校高等部のうち、主に知的障害部門で使用いたします、教科書の発

行されていない教科、科目などにおいて、主たる教材として使用する図書のことでございます。

(1) を御覧ください。

検定済教科書と同様に、図書の内容及び各学校における選定状況等を総合的に判断し、各学校で使用することが適当な図書を、「附則 9 条本」として採択していただきます。

採択権者である都教育委員会は、自らの責任と権限において、適性かつ公正に採択を行うこととしております。

採択に当たりましては、各学校から申請のあった「附則 9 条本」について調査を行った上で、各学校における生徒の実情等を十分に配慮して行ってまいります。

次に、(2) を御覧ください。

「附則 9 条本」の採択に先立ち、各学校において選定作業を行います。各学校では、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置し、各学校で編成する教育課程に基づいて十分検討を行うとともに、各学校における生徒の実態等を踏まえ、最も適切な図書を選定することとなります。

都教育委員会は、各学校がこうした選定を行えるよう指導してまいります。

その際、特に、(2) の「イ」にありますとおり、各学校の教育課程に位置付けられた教科、科目で使用することが明確であり、かつ学習の進度に即応していること、また、保護者の経済的負担が過度にならないことなどを要件として備えた図書を、各学校が選定できるよう、内容及び構成について検討することを促してまいります。

次に、(3) を御覧ください。

都教育委員会は、採択に先立ち、各学校が選定し、使用申請を行った図書が、各学校の教育課程に位置付けられた教科、科目の主たる教材として、原則としてその内容の全部に関し、年間を通して授業することができるものとなっているかについて、当該図書の内容及び構成を調査いたします。

以上が採択方針でございます。最後に、今後の予定についてでございます。

3 ページ下段の「令和 3 年度使用都立高等学校用教科書の採択に関する日程（予定）」を御覧ください。

教科書につきましては、6 月に、調査研究資料に関して御報告をした後、各学校における教科書の選定結果等の報告を受け、審査を行った上で、8 月の教育委員会に採択議案と

して上程させていただきたいと存じます。

また、「附則9条本」につきましては、秋以降に選定事務を実施し、来年3月の教育委員会に採択議案として上程させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

**【北村委員】** どうもありがとうございます。

教科書の採択方針については、御説明いただいたとおりで結構かと思えます。

採択方針というのとは変わるかもしれませんが、少しコメントをさせていただきます。せっかく各学校で「教科書選定委員会」を立ち上げて、教材研究をじっくりされると思いますので、今回の教科書とはまた別ですが、昨今のこうした状況の中で、オンラインでの授業であるとか、いろいろな教材やいろいろな学習の方法というものを検討する、非常に貴重な機会だと思います。

メインの仕事は、もちろん教科書選定ではありますが、それに併せて、様々な教材も検討したり、いろいろな学習の方策というものも、こうした事態が今後また起こらないことが一番いいのですが、通常であっても、これから遠隔教育であるとか、多様な教材の活用とかが重要になってくると思いますので、是非各学校でそういったところまで議論していただけるといいなと思いますので、お願いしたいと思えます。

**【指導部長】** ありがとうございます。

今年度の選定作業について言えば、高等学校の部分なので、新しい学習指導要領に入る前の最後の年になります。

したがって、先ほど御説明させていただいたように、新たな教科書は出ていないので、これまで学校で積み上げてきた調査研究を基に選定作業を行うという形になるので、若干、今までよりは作業的に余裕が出ている部分があるかと思えます。

今の状況に対応するために、学校は様々な取組を行っているわけですが、こうした機会を捉えて、デジタル教材等についても様々な工夫ができるように取り計らっていきたいと思えます。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

次回                    4月23日（木）午前10時                    教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願い申し上げます。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、4月の第4木曜日となります、4月23日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの御説明のとおり、次回の教育委員会につきましては4月23日に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

日程、そのほかに何かございませんでしょうか。

【遠藤委員】 コロナウイルスの問題で、国全体として緊急事態ということが示され、その対象地域に東京都が入りました。それに先駆けて、先ほど申し上げましたように、東京都教育委員会では、島しょ地域を除いて休業措置をしました。

その議事の際、私が申し上げたことですが、特に都立高校生について、大人としての自覚を促すという意味も込めてというお話をしましたが、その後、休業措置に入るに当たって、私が非常に興味を持っているのは、特に高校生ですが、各高校において校長が生徒に対してどのような訓示をしたのか。

単に「教育委員会がこう言ったから休みだよ」ということなのか、校長として高校生たちに対してどういうコメントをしたのか、どういう訓示をしたのか。それを是非知りたいと思います。

「そんなことはないです。何もないです。ただ単に、教育委員会の指示に従って休ませました」というのなら、それはそういうものなのかと思いますが、私が校長だったら、思いがあります。

高校生はこれから十年、二十年、三十年先の日本の社会を支える中核人材なわけですから、彼らが今直面していることというのは、本当に彼らの人生にとって大変なことな

のです。

それが、いろいろなことがあると思いますが、マイナスばかりではないと思うのです。これを糧として乗り越えていくということを学ぶはずなのです。

そうしたことも含めて是非、何らかの機会に、各都立高校において、校長先生が生徒たちに対してどのような訓示をしたのか。記録がなければいいですが、もし生徒たちに配ったものがあるとか、そういうものがありましたら、是非集めておいて、後ほど読ませていただければと思っております。

よろしく御配慮いただければと思います。

**【教育長】** ありがとうございます。

**【指導部長】** 3月に臨時休業に入るときから、各都立高校に対しては、「臨時休業中の過ごし方」ということで、指導部から指導資料を出しております。

今回の4月の臨時休業に当たっては、遠藤委員がおっしゃられたように、高校生に「何のための臨時休業かを考えよう」と。その上で、「新型コロナウイルスの感染拡大をとめるため、一人一人の高校生が当事者意識を持ち、行動することが大切である。」「新型コロナウイルスから自分の身を守り、周りの大切な人を守ろう。」という指導資料を、各学校に「通知」という形で出してありますので、各都立高校では、これに基づいて指導をしていただいていると思います。

その資料については、後ほど、委員にお届けしたいと思います。

**【遠藤委員】** おっしゃるとおりで、そのことは私どもも理解しているわけですが、そういう教育委員会から出された定形的な指導文書ではなくて、それに基づいて、各校長先生の個性が出てくると思うので、それを私は知りたいと思います。

校長という職務にあって、上から言われたから、それをそのまま伝えるということではなくて、自分の言葉で子供たちに何を伝えているのかということを知りたい。

「いや、そういう校長は1人もいませんよ」ということならしょうがないですが、私が一番知りたいのは、教育委員会からの指導文書に基づいた伝達ではなくて、自分の言葉で何を語りかけたのかということです。

ですから、先ほど申しあげましたように、「そんなものはありません」ならしょうがない、そういうものかなと思いますが、何らかの言葉を語った方が一人でも二人でもいたら、それを知りたいと思います。

もちろん、「この事務多忙な中で余計な仕事をさせないでくれ」という思いはあるかと思いますが、やはり、今後、五年先あるいは十年先の将来に、何かが起こったときに、「あのときはこういうことを言った校長がいたよ」ということが、後輩の校長先生たちの参考にもなるのではないかと。

あるいは、今の先生たちの思いを子供たちにどう伝えているのかということ、これは大事な教育の一環ではないかと、私は認識しておりますので、そういうことがありましたら、後でまた教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 休業に伴って、児童・生徒の学習に対して不安があるのではないかと思います。

そこで、学習環境に対して、都教育委員会としてどのように準備あるいは対応されているかどうかを教えてください。

【指導部長】 4月に入って、新学期が再開できておりませんので、まずは、各学校にお願いをしているのは、この間の学習の補填については、夏季休業中あるいは土曜日等を活用して、1年間トータルとして学習が保証できるような、計画の見直しをお願いしています。

ただし、この状況がいつまで続くかということが、まだ見えない状況ですので、今の段階であれば、まだ夏期休業中の始期終期を変えるというようなところで、補填ができるような状況ですが、この状況がこの先長く続いたときに、その対応だけでは足りなくなる状況もありますので、これは、国との調整になるとは思いますが、今やっている自宅学習の精度を高めていく中で、その自宅学習をもって、学校での学習に代えていくというような措置についても、国と一緒に検討をしていくという形になろうかと思えます。

【教育政策担当部長】 今御説明があったのに加えまして、自宅学習の精度を上げるための手段といたしまして、各学校の指導の下、各生徒が自宅で学習できるようにということで、ICT関係の基盤整備といったものを、国と連携しながら進めているところでございます。

【秋山委員】 このICTの環境整備というところが、皆さん、大変関心があるところであると思えますので、進めていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この後非公開の審議に入ります。

(午前10時36分)